

# 松前町介護保険事業者等指導監査要綱

## 第1 目的

松前町(以下「町」という。)が行う指定居宅サービス事業者(基準該当居宅サービス事業者を含む。)、指定居宅介護支援事業者(基準該当居宅介護支援事業者を含む。)、指定介護予防サービス事業者(基準該当介護予防サービス事業者を含む。))及び介護保険施設(以下「事業者等」という。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第24条に基づく指導と、第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第115条の6の規定に基づく監査を実施し、その事業者等の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 指導

### 1 指導方針

事業者等に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### 2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

#### (2) 実地指導

事業者等の事業所において実地で実施する。

### 3 指導担当区分等

#### (1) 指導実施区域及びサービス事業

別表のとおりとする。

#### (2) 町の役割

ア 町は、別表に掲げるもののほか、特に必要があると認められる場合については、北海道(以下「道」という。)と合同で指導を実施する。

イ その他、所要の取りまとめ、調整等を行う。

#### (3) 厚生労働省との連携

町は、厚生労働省が実施する実地指導に合わせ、実地指導を実施する。

なお、道に対しても協力要請等を行う。

### 4 指導対象の選定

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については、次の基準を標準とし、毎年度計画を策定し、実施する。

#### (1) 集団指導の選定基準

原則すべての事業者等を対象とする。

(2) 実地指導の選定基準

- ア 新たに介護給付等対象サービスを開始し、又は入所定員を増加した事業者等
- イ 指導重点事項に該当する事業者等
- ウ その他実地指導が必要と認める事業者等

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象の事業者等を決定したときは、当該事業者等に対して日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

イ 指導方法

介護給付等対象サービスの取扱い、介護給付費請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方法により行う。

なお、集団指導に欠席した事業者等には、必要な情報提供に努めるため、当日使用した書類を配付するとともに、必要に応じ実地指導を実施する。

(2) 実地指導

ア 実地指導通知

実地指導対象となる事業者等を決定したときは、当該事業者等に対して、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 実地指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

実地指導にあたっては、指導対象となる事業者等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 実地指導方法

実地指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員からの面談方式により実施する。

エ 実地指導体制

2名以上の班を編成し、原則班長は主査職以上とする。

オ 実地指導結果の通知

実地指導の結果については、後日文書によって通知するものとする。

カ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

キ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

② 報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合。

## 6 自主点検に伴う自主返還

実地指導において介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該事業者に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

## 第3 監査

### 1 監査方針

8の(2)に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを主眼とする。

### 2 監査の選定基準

監査は、以下に示す情報において、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当(以下「指定基準違反等」という。)であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国保連等からの通報情報
- (3) 介護保険法第115条の29第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (4) 実地指導において確認した情報

### 3 監査担当区分

第2の3「指導担当区分等」を準用する。

### 4 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

### 5 監査実施通知

監査対象となる事業者等を決定したときは、原則次に掲げる事項等を文書により、当該事業者等に通知する。

ただし、要綱第2の5(2)キの規定により、実地指導を中止し、監査へ変更した場合は除く。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

## 6 出席者

監査にあたっては、監査対象となる事業者等の開設者(又はこれに代わる者)及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護給付費請求担当者等の関係職員(従業者であった者を含む。)の出席を求める。

## 7 監査体制

2名以上の班を編成し、原則班長は管理職とする。

## 8 監査後の措置

### (1) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 当該事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

### (2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

#### ア 勧告

事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を行った実施機関は事業者等から、期限内に文書により報告を求めるものとする。

#### イ 命令

事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示する。

命令を行った実施機関は事業者等から、期限内に文書により報告を求めるものとする。

#### ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第77条各号、第78条の9各号、第84条各号、第115条の8第1項各号、第115条の17各号及び第115条の26各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示する。

### (3) 聴聞等

監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、松前町行政手続条例(平成9年松前町条例第4号)第13条第1項各号の規定に基づ

き聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(4) 行政上の措置の通知

取消処分等を行ったときは、当該事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。

なお、取消処分等に至らないと認められる場合には、実地指導に準じた指導をする。

(5) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第78条、第85条、第93条、第115条及び第115条の9、第76条の2、第83条の2及び第115条の7の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、道及び国保連に対し連絡する。

(6) 経済上の措置

監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費請求に関し、不正又は著しい不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、法第22条第3項の規定により徴収等を行うための措置をする。

#### 第4 事業者等からの現況報告

当該年度の4月1日時点において、指定又は許可を受けている事業者等から、別に定める「介護保険施設等現況報告書」を役場保健福祉課健康グループへ毎年5月末日までに提出させる。

#### 第5 関係機関との連携

1 他の検査等との連携

他の検査等(医療法に基づく立入検査等)を所管する課等と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行うものとする。

2 道との連携

必要に応じて、道と連携を図り、合同で実地指導等を実施するなど効率的に行うものとする。

#### 第6 その他

指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

別 表

実施区域	サービス事業
松前町	指定訪問介護 指定訪問入浴介護 指定訪問看護 指定訪問リハビリテーション 指定居宅療養管理指導 指定通所介護 指定通所リハビリテーション 指定短期入所生活介護 指定短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 指定福祉用具貸与 指定特定福祉用具販売 指定居宅介護支援 指定介護予防訪問介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防訪問看護 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防通所介護 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防福祉用具貸与 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設